

行政



大石 正子  
文化芸術課 地域文化・人づくり担当課長

仕事も、育児も、  
頼れる職場

京都府では職員をはじめ、市町村や民間企業など多くの人と協働して仕事を行うことが多く、管理職となった今では、メンバー全員が同じ方向に進めるように環境を整えることに難しさを感じています。ただ、多くの人と一つの事業をやり遂げた時にはとてもやりがいを感じますし、関係した人々とのつながりはその後の仕事にも役立っていると感じます。

また、京都府には育児と仕事の両立をサポートする様々な制度が整っており、実際に制度を利用してきた職員も多いため、育児休業などを取得しても特別な目で周囲から見られることはありません。私も、職場復帰した頃は、仕事ができるかが不安でしたし、育児のために計画どおりにものごとが進まないことに焦りを感じていましたが、先輩の職員からは「職場に頼っていいんだよ。その分、あなたが後輩にしてあげたらいいの。」と、温かい声を掛けてもらい、随分と楽になりました。

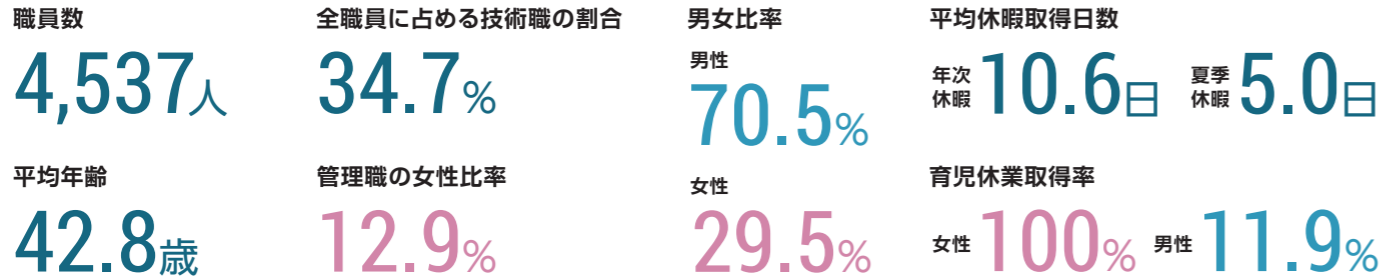
これまで苦労したこともたくさんありましたが、仕事を続けられていることは貴重な財産だと思っています。これから京都府職員を目指すみなさんにも、「続けてくれる」ことを期待したいと思います。

主な経歴

- H 4 入庁  
4月 出納局会計課
- H 7 4月 企画環境部企画総務課
- H 9 4月 京都府立医科大学附属病院
- H 12 1月～4月 産前産後休暇  
4月～9月 育児休業  
10月～ 職場復帰
- H 13 ～2月 育児部分休業  
※子どもの保育所への送迎のため、朝夕に各1時間ずつ、部分休業を取得
- H 14 6月 商工部産業活力支援室
- H 23 4月 広報課
- H 25 4月 広報課 副課長
- H 28 4月 商工労働観光部  
ものづくり振興課  
食品産業・農商工連携  
担当課長
- H 30 6月 文化スポーツ部  
文化芸術課  
地域文化・人づくり  
担当課長 現在

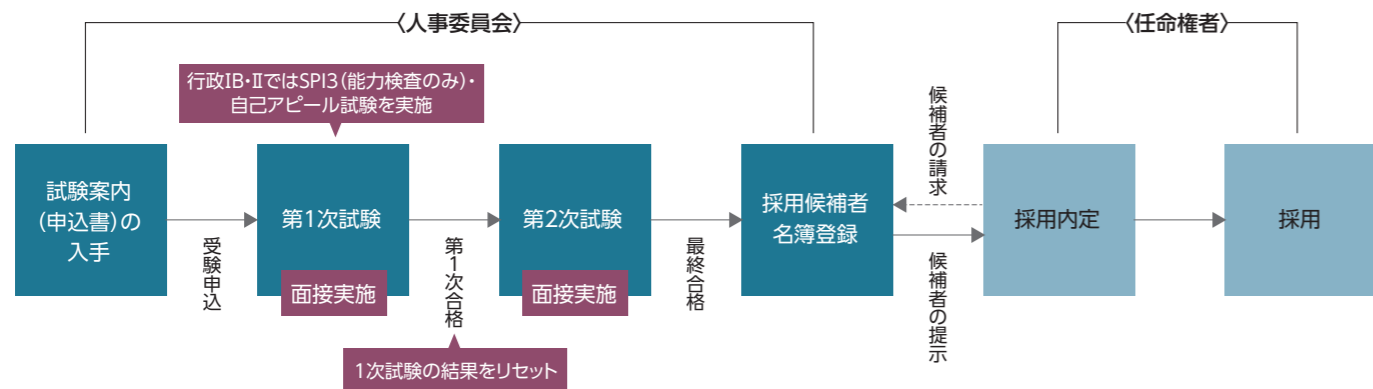
データで見る京都府

※平成30年度の知事部局等のデータを基にしています。



受験から採用まで

人物重視の試験・受験しやすい試験を推進しています



※試験の合格者は、京都府人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、任命権者(知事、教育委員会、警察本部長など)が採用者を決定します。  
 ※欠員や辞退者の状況などにより採用されない場合もあります。 ※詳細については、各試験の試験案内をご覧ください。  
 ※職員採用試験では、障害のある方からのご連絡により合理的配慮を提供しています。詳しくは人事委員会事務局までお問い合わせください。

職員生活・研修制度

※特に記載のない限り、令和2年2月1日現在です。  
 ※ここで紹介したものは、様々な制度の一部です。また、任命権者によって、一部制度が異なります。

勤務地

京都市にある本庁のほか、府内各地にある総合庁舎等で勤務することになります。  
 また、東京事務所勤務や、国、他府県、民間企業等への派遣、海外派遣研修など、府域を越えて様々な場で勤務する機会があります。

勤務日・勤務時間

完全週休2日制(1週間当たり38時間45分)で月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までが勤務時間です。  
 (休憩時間は正午から午後1時までです。なお、部門・職種によって、週休日・勤務日・勤務時間・休憩時間が異なることがあります。)

休暇制度

年次休暇(年20日(4月新規採用者は15日))、夏季休暇(5日)、結婚休暇、出産休暇、ボランティア休暇等の特別休暇や、育児休業制度など様々な休暇制度があります。

福利厚生

- 住居サポート  
府内各地に世帯用、単身・独身用の職員住宅があります。また、借家・借間の場合、住居手当が要件に応じて支給されます。
- 給付・貸付制度  
共済組合の制度として、病気やケガ、入院、出産などの際の給付や、退職後などの年金の給付、住宅購入・教育などにあてる資金が必要となときの貸付があります。
- サークル  
スポーツ系、文化系を問わず、様々なサークルがあります。また、職員の互助組織、共済組合を通じて、スポーツ施設の割引利用や資格取得講座等の参加に対する助成など、職員の充実した生活をバックアップします。
- 健康管理サポート  
全職員に対する定期健康診断又は人間ドックをはじめ、業務に応じた健康診断を実施するとともに、健康管理をテーマとしたセミナーや専門医による健康相談などを行っています。

昇任

人事評価や面接評定などの昇任・昇格選考により昇任します。



子育てサポート

仕事と子育ての両立をサポートする環境づくりをしています。

- 産前産後休暇  
出産予定日の8週間(多胎妊娠は14週間)前から産後8週間までの期間。
- 配偶者の出産に伴う休暇  
配偶者の出産に伴う入院の付き添いや、子どもの出生届の提出のためなどに3日。小学校就学前の子どもの養育のために5日。男性のみ取得可能。
- 育児時間休暇  
1歳6月未満の子どもの育児する場合に1日90分以内。
- 子育て休暇  
中学生年代までの子どもを看護する場合などに年7日。
- 育児休業  
子どもが3歳になるまで取得可能。あらかじめ育児休業等計画書を提出することにより、何度でも再取得可能。

- 育児部分休業  
子どもが小学校に就学する前まで、1日2時間以内で休業可能。
  - 育児短時間勤務  
子どもが小学校に就学する前まで、定められた勤務形態(1日当たりの勤務時間が短い形態や、1週当たりの勤務日数が少ない形態)から選択し、希望する日及び時間帯で勤務が可能。
- そのほか、夏季の朝型勤務や、在宅勤務(テレワーク)の実施、サテライトオフィスの試行など、ライフステージに応じた柔軟な働き方の実現によるワーク・ライフ・バランスの推進、ICTの活用による業務効率化に向けた取組も進めています。